

公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充

公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるように、寄附実績に係るPST要件を当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和する。

■ 改正内容のイメージ

現行のPST(パブリック・サポート・テスト)要件

法人が過去に受けた寄附実績(原則5年間)において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

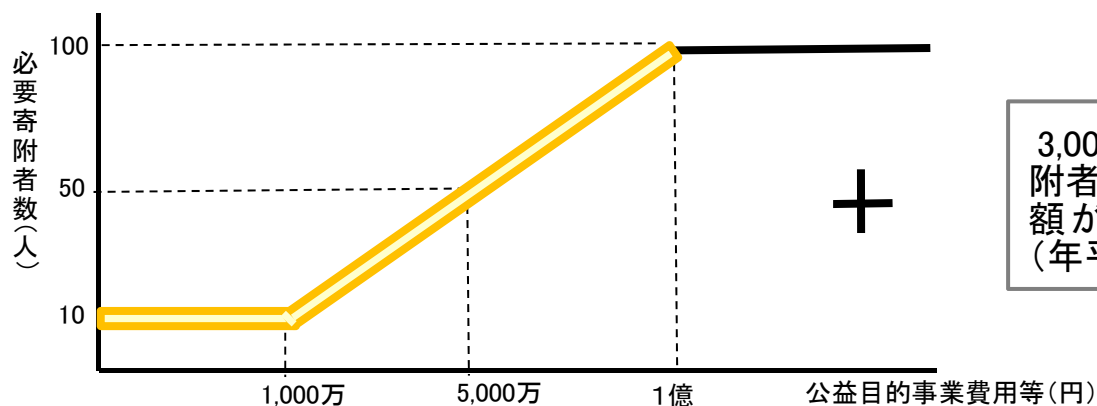
要件① 3,000円以上の寄附者が、平均して年に100人以上。

要件② 法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上。

改正後のPST要件

各事業年度の公益目的事業費用等が1億円に満たない公益法人等※について、要件①を次のように緩和

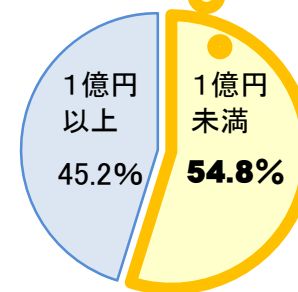
$$\text{要件①の寄附者数 (最低10人)} = 100人 \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1億}$$



3,000円以上の寄附者からの寄附金額が30万円以上(年平均)

半数以上の公益法人に係るPST要件が緩和

公益法人の公益目的事業費用



平成26年公益法人に関する概況
(平成27年7月内閣府)

※ 公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象。

公益法人以外の判定の基準は、学校法人及び準学校法人にあつては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあつては社会福祉事業費用、更生保護法人にあつては更生保護事業費用。